

結 果 の 概 要

1 訟務事件の推移

令和6年に法務本省並びに全国の法務局及び地方法務局で取り扱った訟務事件の新受件数は6,080件、既済件数は5,357件となっている。

令和2年以降における訟務事件の推移は、第1表のとおりである。

令和6年の新受件数は、対前年比では0.2%増加しており、令和2年を100とした指数は104.6ポイントとなっている。また、既済件数は、対前年比では17.1%減少しており、令和2年を100とした指数は100.0ポイントとなっている。

第1表 訟務事件の推移

年 次	件 数			指 数 (令和2年=100)			対 前 年 比 (%)		
	新 受	既 済	未 済	新 受	既 済	未 済	新 受	既 済	未 済
令和2年	5,815	5,359	8,027	100.0	100.0	100.0	—	—	—
3	6,488	5,877	8,638	111.6	109.7	107.6	11.6	9.7	7.6
4	5,829	5,976	8,491	100.2	111.5	105.8	-10.2	1.7	-1.7
5	6,070	6,463	8,098	104.4	120.6	100.9	4.1	8.1	-4.6
6	6,080	5,357	8,821	104.6	100.0	109.9	0.2	-17.1	8.9

2 訟務事件の処理状況

令和6年における訟務事件の処理状況は、第2表のとおりである。

本訴事件及び本訴事件以外の構成比については、新受件数にあっては本訴事件が63.5%、本訴事件以外が36.5%、既済件数にあっては本訴事件が65.2%、本訴事件以外が34.8%などとなっている。

(1) 本訴事件

令和6年における本訴事件の処理状況は、第2表のとおりである。

事件の種類別にこれを見ると、新受件数では、民事事件が2,404件、行政事件が1,209件、税務事件が249件、既済件数では、民事事件が2,180件、行政事件が1,122件、税務事件が189件となっている。

新受件数の構成比については、民事事件が62.2%と高い割合を占めており、次いで、行政事件が31.3%、税務事件が6.4%となっている。

訟務事件における相手方数については、本訴事件（民事・行政・税務）の未済事件における相手方1名につき「1」と計上したもので、第2表の相手方数欄記載のとおりである。

(2) 本訴事件以外

令和6年における本訴事件以外の処理状況は、第2表のとおりである。

新受件数は2,218件、既済件数は1,866件となっている。

第2表 訟務事件の処理状況

処 理 状 況	総 数	本 訴 事 件				本 事 以 外 訴 件	
		計	民 事	行 政	税 務		
		[件 数]					
新 受	6,080	3,862	2,404	1,209	249	2,218	
既 済	5,357	3,491	2,180	1,122	189	1,866	
未 済	8,821	7,172	5,307	1,540	325	1,649	
相 手 方 数		212,097					
		[構 成 比 (%)]					
新 受	100.0	63.5	39.5	19.9	4.1	36.5	
		100.0	62.2	31.3	6.4		
既 済	100.0	65.2	40.7	20.9	3.5	34.8	
		100.0	62.4	32.1	5.4		
未 済	100.0	81.3	60.2	17.5	3.7	18.7	
		100.0	74.0	21.5	4.5		